

事業番号

論点等説明シート

事業名

児童福祉問題調査研究事業

予算の状況 (単位：百万円)		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求
	予算額（補正後）	167	166	154	155	
	執行額	167	166	154		
	執行率	100.0%	100.0%	100.0%		
	総事業費（執行ベース）	167	166	154		

事業についての論点等

(事業の概要)

○事業内容

子どもが生まれる以前の段階（両親の結婚前後及び妊娠期）から、出産期、乳児期及び少年期にわたる各段階をとらえ、それらの発育の状態及び養育の条件等、子どもの福祉に関する諸問題を総合的、实际的に調査研究。

(調査研究事項の例)

- ・ 児童虐待に関する研究
- ・ 子ども家庭相談体制のあり方に関する研究
- ・ 里親への研修、支援のあり方についての調査研究
- ・ 発育・発達 の縦断的研究
- ・ 母子に対する栄養教育の枠組みに関する研究 等

○会計・勘定 年金特別会計 子どものための金銭の給付勘定

○事業開始年度 昭和39年度

○補助根拠 予算補助

○実施主体 (社福) 恩賜財団母子愛育会

○補助率 定額

現行、特別会計（子どものための金銭の給付勘定）に予算計上しているが、子ども・子育て支援新制度が施行される予定の平成27年度には、特別会計による事業の対象外とされていることから、今後の取り組み方や予算計上、執行方法などについて整理する必要がある。

(論点)

○平成27年度からの子ども・子育て支援新制度下における子どもや家庭の抱える諸問題についての調査研究のあり方等を検討するにあたり、これまでの当該事業の調査研究の内容・成果の活用状況を検証すべきではないか。

○調査研究の内容・成果の活用状況の検証の結果を踏まえ、より成果を出している分野や政策上必要な分野に重点的にテーマを絞るべきではないか。

○より研究成果の質を高めるため、公募により研究の実施主体を選定すべきではないか。

【参照条文】子ども・子育て支援法（平成二十四年八月二十二日法律第六十五号）（抄）

（拠出金の徴収及び納付義務）

第六十九条 政府は、児童手当の支給に要する費用（児童手当法第十八条第一項に規定するものに限る。次条第二項において「拠出金対象児童手当費用」という。）及び地域子ども・子育て支援事業（第五十九条第二号、第五号及び第十一号に掲げるものに限る。）に要する費用（次条第二項において「拠出金対象地域子ども・子育て支援事業費用」という。）に充てるため、次に掲げる者（次項において「一般事業主」という。）から、拠出金を徴収する。

一～四 略

第五十九条 市町村は、内閣府令で定めるところにより、第六十一条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画に従って、地域子ども・子育て支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

一 略

二 支給認定保護者であつて、その支給認定子ども（第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当するものを除く。以下この号及び附則第六条において「保育認定子ども」という。）が、やむを得ない理由により利用日及び利用時間帯（当該支給認定保護者が特定教育・保育施設等又は特例保育を行う事業者と締結した特定保育（特定教育・保育（保育に限る。）、特定地域型保育又は特例保育をいう。以下この号において同じ。）の提供に関する契約において、当該保育認定子どもが当該特定教育・保育施設等又は特例保育を行う事業者による特定保育を受ける日及び時間帯として定められた日及び時間帯をいう。）以外の日及び時間において当該特定教育・保育施設等又は特例保育を行う事業者による保育（保育必要量の範囲内のものを除く。以下この号において「時間外保育」という。）を受けたものに対し、内閣府令で定めるところにより、当該支給認定保護者が支払うべき時間外保育の費用の全部又は一部の助成を行うことにより、必要な保育を確保する事業

三～四 略

五 児童福祉法第六条の三第二項に規定する放課後児童健全育成事業

六～十 略

十一 児童福祉法第六条の三第十三項に規定する病児保育事業

十二～十三 略